

(参考) メールアドレスの登録方法については、国税庁ホームページ「インボイス制度特設サイト」の「申請手続」にある「メールアドレス・宛名登録マニュアル e-Tax ソフト (WEB 版) ver.」をご参照ください。

「インボイス制度特設サイト」
(登録申請書等に係る通知までの期間の目安)



「メールアドレス・宛名登録マニュアル
e-Tax ソフト (WEB 版) ver.」



(登録の効力)

問5 適格請求書発行事業者の登録の効力は、いつから発生するのですか。【令和5年10月改訂】

【答】

登録申請書の提出を受けた税務署長は、登録拒否要件に該当しない場合には、適格請求書発行事業者登録簿に法定事項を記載して登録を行い、登録を受けた事業者に対して、その旨を通知することとされています(消法57の2③④⑤⑦)。

登録の効力は、通知の日にかかわらず、適格請求書発行事業者登録簿に記載された日(以下「登録日」といいます。)から生じます。このため、登録日以降の取引については、相手方(課税事業者に限ります。)の求めに応じ、適格請求書を交付する義務があります(基通1-7-3)。

なお、登録日から登録の通知を受けるまでの間の取扱いについては、問36《登録日から登録の通知を受けるまでの間の取扱い》をご参照ください。

(参考) 令和5年10月1日より前に登録の通知を受けた場合であっても、登録の効力は登録日である令和5年10月1日に生じることとなります。

(課税期間の中途での登録)

問6 課税事業者は、課税期間の途中であっても、適格請求書発行事業者の登録を受けることができますか。【令和3年7月追加】

【答】

課税事業者は、課税期間の途中であっても、登録申請書を提出し、登録を受けることができます。登録申請書を提出し登録を受けた場合、登録の効力は、登録日から生じます。

なお、新たに設立された法人等の登録時期の特例については、問11《新たに設立された法人等の登録時期の特例》をご参照ください。

(参考) 令和5年10月1日より前に登録の通知を受けた場合であっても、登録の効力は登録日である令和5年10月1日から生じることとなります。